平成29年8月22日

株式会社　章設計
代表取締役　板倉正明　様

飯田市議会
議長　清水　勇

陳情書に関する回答について

平成29年7月4日付けで提出頂いた陳情書について、下記のとおり回答致します。
なお当該陳情書については、その内容に鑑み、飯田市議会会議規則第138条に定める陳情書（請願書の例により処理するもの）としては取り扱っておりませんので、ご承知ください。

記

1　提出頂いた2通の陳情書について、その要旨を以下の項目に整理し、別紙にて回答します。

(1) 特別養護老人ホーム飯田荘実施設計業務委託料の支払いについて
(2) 平成28年11月15日付けで飯田市議会議長宛に提出した陳情書への対応について
(3) 陳情書に記載された飯田市職員の不正行為の調査について

飯田市議会事務局
担当：吉川
電話：0265-22-4523
FAX：0265-53-8821

別 紙

(1) 特別養護老人ホーム飯田荘実施設計業務委託料の支払いについて

平成28年9月13日に飯田市と御社とで締結された「平成28年度　特別養護老人ホーム飯田荘 実施設計業務委託契約」については、平成29年2月1日に契約が解除されていると聞いております。したがいまして、当該契約に基づく飯田市の債務は存在しないと考えます。

なお上記は、任意契約に基づく業務委託であり、飯田市の執行機関としての権限の範囲であって、飯田市の事務に重大な瑕疵がない限り、議会の調査権の対象外であると考えます。

(2) 平成28年11月15日付けで飯田市議会議長宛に提出した陳情書への対応について

昨年11月末頃に、熊谷泰人議員を通じ木下克志議長（当時）に文書が手渡された事実は聞き取りにより確認しております。しかしながら当該文書は、個人的に渡されたもので、飯田市議会として公式に取り扱うべきものとは考えていなかったとのことです。

当時は、飯田市と御社が本件業務委託に関して協議を行っていると認識しており、議員といたしましては、その状況を見守るべきと判断しておりました。

(3) 陳情書に記載された飯田市職員の不正行為の調査について

御社の主張される「飯田市職員の不正行為」が、如何なる内容でどの範囲であるのか、陳情書から読み取ることができませんでした。したがって回答を控えさせて頂きます。